

担い手支援農地保有合理化事業

【実施期間：平成23年度まで】

1 事業概要と仕組み図等

- (1) 農地保有合理化法人が①認定農業者、②特定農業法人、③基本構想水準到達農業者、④認定就農者、及び⑤特定農業団体に対して面的集積を行うための次の事業。
- (2) 事業メニューの実施に必要な資金は、全国協会が都道府県公社又は市町村公社等（都道府県公社経由）に無利子で貸付ける。

事業メニュー	内 容 等
1. 農用地等貸付事業	農用地等の借入れに伴う <u>賃借料相当額（6～10年分）の一括前払い</u>
2. 農用地等売渡事業	農用地等及び農業用施設等の買入れ及び売渡し及び一時貸付け（10年以内）後の売渡し。

【団地化要件】

- ・ 原則として、上表の1から2の事業メニューに関連する農用地等は、現に耕作等（自作地、借入地、受託地）を行っている農用地等を併せた面積が「おおむね1 ha以上の団地を形成する」こととされている。
- ・ 団地を形成するとは、農地の利用集積する者の耕作する農地がおおむね1 ha以上のまとまりを形成している状態をいい、その概念としては、「農業用機械を利用する営農で、一連の作業を継続して支障なく行うことができる」状態をいう。団地を形成しているかどうかについては、個々の担い手の経営耕地の状況を現地において個別に判断することになる。

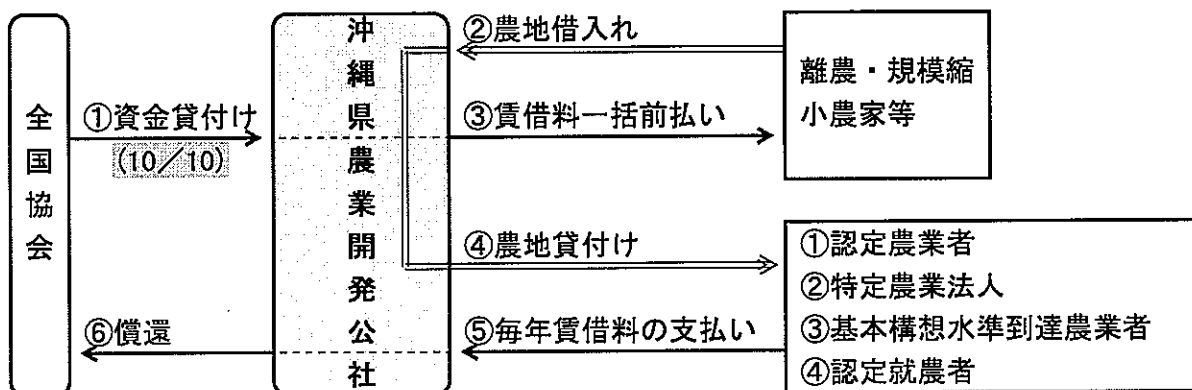
1. 農用地等貸付事業

【事業内容】

農用地等の借入れに伴う賃借料相当額（6～10年分）の一括前払い

【事業要件】

- ① 6年以上の期間の定めのある賃貸借契約が締結されていること。
- ② 一括前払いする小作料相当額が、当該契約の期間に応じて6年分以上10年分以内であること。
- ③ 担い手からは毎年標準小作料等に準じた賃借料を徴収。
- ④ 対象地は、原則として、現に耕作等（自作地、借入地、受託地）を行っている農用地等と併せた面積が「おおむね1 ha以上の団地を形成する」こと。
- ⑤ 10年以内の年賦償還



2. 農用地等売渡事業

【事業内容】

農用地等及び農業用施設等の買入れ・売渡し・一時貸付け（10年以内）後の売渡し。

【事業要件】

- ① 対象地は、原則として「現に耕作等（自作地、借入地、受託地）を行っている農用地等」と併せた面積が「おおむね1 ha以上の団地を形成する」こと。
- ② 10年以内の一時償還又は年賦償還（分割払い型）。

